

随意契約理由書

件名	区役所BRITランク増設、音声ネットワーク構築業務	
契約の相手方	難波電話電気工業株式会社	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>本件は、神戸市内10区役所の電話交換機にBRITランクを増設し、別途コールセンター事業者が設置する音声ゲートウェイ装置と接続し、コールセンター事業者で受電した電話を区役所に内線転送できるよう、また区役所に入電した電話をコールセンター事業者に内線転送できるよう区役所とコールセンター間の音声ネットワークを構築するものである。そのためには、各区役所の電話交換機において、番号計画をはじめ、中継交換機能等の運用プログラムを見直し、局データの設定変更作業が必須となるうえ、業務に支障が発生しないように、確実に土日休日に庁舎間通話の切替作業を行う必要がある。</p> <p>また、交換機にトランクパッケージを追加実装する必要があり、これらは増設・改造作業に該当することから、既存の富士通製交換機の保守技術者による作業が必須である。富士通社製交換機の保守業者であり、かつ、現在、当該電話交換設備の保守業務を行っている上記請負人であれば、不具合発生時にも市民サービスを低下することなく迅速に対応でき、現在の電話交換設備点検業務の中で対応することが可能である。</p> <p>以上の理由により上記請負人との随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	行財政局区役所課	(電話番号 322-5071)